

令和 2 年 第 5 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

開催年月日		令和2年6月24日（水）						
開催場所		白岡市役所 4 階 特別 大会 議 室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時03分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前 9時49分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長	江 口 泰 夫		仮議長		
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名	摘要	
	1	吉 澤 眞 吉		欠席	1	齋 藤 美 佐 夫	出席	
	2	鈴 木 健 一		出席	2	長 澤 い と	出席	
	3	関 山 功 一		出席	3	吉 田 敏 雄	出席	
	4	進 藤 貴 一		出席	4	大 久 保 要 夫	出席	
	5	小 野 田 憲 司		出席	5	細 井 和 夫	出席	
	6	小 島 俊 雄		出席	6	渡 邊 明 子	出席	
	7	八 木 橋 健 一		欠席	7	飯 田 孝	出席	
	8	江 原 勝		出席	8	安 野 和 好	出席	
	9	井 上 日 出 巳		出席	9	山 岸 良 一	出席	
	10	岩 上 賢		出席				
	11	荒 井 肇		出席				
	12	白 石 富 子		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		21名
	14	大 山 峰 夫		出席		欠席者		2名
議事参与制限 を受ける委員		進藤 貴一		吉田 敏雄		会長からの 出席要請者	農政課職員	
		鈴木 健一		長澤 いと				
		岩上 賢		山岸 良一				
事務局		事務局長	嶋崎 徹		主幹	手島 淳		
		主査	大塚 一隆		主任	塩村 孝太郎		
		主任	安藤 寛子					
説明員		主幹	手島 淳		主査	大塚 一隆		
		主任	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子		
		農政課	新井 和久		農政課	志水 翔希		
会議次第		別添のとおり		配布資料		別添のとおり		

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 白岡市農用地利用集積計画の決定について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和2年第5回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員14名中12名、推進委員9名中9名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時03分】
議長	現在出席委員12名であり定足数に達しておりますので、これから第6回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に岩上委員、荒井委員を指名いたします。
<u>議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第1 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の 2 ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の出産で手狭となり自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を小島委員にお願いいたします。
委員	議案第８号 番号１について６月１８日に現地確認を行いました。 現地案内図は１ページです。申請地は１０ｈａ以上の集団農地とは認められませんでした。周辺はすでに宅地として利用されており、今後も発展する可能性が高い場所です。 さらに申請地は１キロ以内に市役所、１００メートル以内に病院等があり、発展する付近と思われます。転用理由は事務局説明のとおりです。申請地は農地として管理されており、違反等はありません。 したがって、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。
議長	報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第８号については原案のとおり決定します。
<u>議案第９号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</u>	
議長	日程第２ 議案第９号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題いたします。農政課職員の入室を求めます。 〔農政課担当職員、事務局席へ移動〕
議長	本案につきましては農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	議案第９号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課からご説明いたします。 本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条に基づき、５月７日（木）から５月１５日（金）までの７日間で受付を実施いたしました。 内容につきましては、 新規設定件数 ７７件、筆数 １６８筆、面積 １３１，４７３．１７㎡

	再設定件数 43件、筆数 109筆、面積 83,126.00㎡ 合計件数 120件、合計筆数 277筆、合計面積 214,599.17㎡ となっております。 計画の決定におきまして慎重な審議をお願いいたします。 本日審議して頂いた農用地利用集積計画の始期については、利用権設定で行ったものについては、令和2年7月7日からとなります。また、中間管理事業を通ず利用権設定については、令和2年9月30日からとなります。 内容について一部説明をさせていただきます。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項には利用権設定を受ける要件が記載されておりますが、その第2号イには「耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。」と明記されております。 再設定番号43（3-24ページ）につきましては、利用権設定を受ける借受人が過去に「農用地の全てを効率的に利用して耕作していると認められない」として、農業委員会において利用権の設定がされなかった経緯があります。 先般、当該借受人の所有農用地を確認したところ、依然として耕作されていない農用地が一部見受けられる状況でありました。 については、再設定番号43について、審議の際にご留意をお願いします。
議長	説明が終了しました。まず初めに農政課説明のとおり、再設定番号43につきましては、自作地の耕作状況等から農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号（イ）に掲げる「耕作または養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」要件に該当しないため、不許可とすることで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって再設定番号43の案件については、不許可として決定します。
議長	残りの案件の審議にあたり、議事参与の制限があるため、新規設定番号9、38、70、再設定番号37を除く案件について、御意見・御質疑等をお伺いします。 また、推進委員に関する事項もありますので、農業委員会等に関する法律第29条に基づき推進委員の皆様は総会への出席をお願いしているところですが、議事の公正を確保するため、新規設定番号15、58、再設定番号36も除いて御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	設定された賃貸借の期間について10年間という長い期間だが、その間条件が変わった場合、途中解約はできるのか。その辺りの取扱について伺いたい。
農政課	中間管理事業を利用した貸し借りについて10年間の期間を設けて貸借が行われる件についてですが、こちらについては、中間管理事業を実施しております埼玉県農林公社に途中解約等相談をしていただき、担い手と話し合いを通して解約する

	ことができることとなっております。
議長	他に御意見ございますか。
委員	新規設定面積が 13 万と多くなっている。この中で、●●●●という法人を借り手としているところがあるが、今後このようなケースが増加すると思われる。 借り手の法人においても受けた後の管理が問題だと思われる。その辺も十分見ていただきたい。 借りた者については土地の管理に注視していただきたいと考えている。
農政課	この法人については貸したいといわれる所有者の方が多く見られる。全ての土地を借りることができていない現状となっている。 作業も少ない人員の中で対応が煩雑になってしまう部分があると伺っている。 所有農地に関しては、難しいから貸してしまうということではなく、今一度ご検討いただければと思う。
議長	他に御意見ございますか。
委員	借り手の法人がいくつかあるが、借り手の主導力が強くなっているように見受けられる。貸し手と借り手の力関係が逆転する可能性がある。 それについては誰が指導するのか。市が指導するのか、農林公社が指導するのか。その辺りの見解を伺いたい。
農政課	基本的に貸し手、借り手については平等であると考えます。ご指摘いただいた部分については、市及び農林公社と一緒に指導する考えです。また、農業委員におかれましてもご協力いただき、関係の維持に努めていければと考えます。
議長	他に御意見ございますか。
委員	先ほどの意見と重複となりますが、貸し手と借り手の力関係が逆転し、貸し手の方が借り手にお願いする形となりつつある。農地の細かい管理の部分については現状貸し手が担っている。どうしても耕作できない方もいるので、細かい管理の部分も借り手側が担う仕組みづくりが構築されないと、この制度の運用はうまくなされないのではないかと考える。その辺りの見解を伺いたい。
農政課	その部分については、市と借り手となる法人とのやりとりすることが増えてきているので、ご指摘いただいた件について諮らせていただき、そのような状況にならまいよう、話を進めていきたいと考えます。
委員	ぜひ行政側の方でもうまく調整をしていただきたい。
委員	先ほどの意見の付け加えとなるが、借り手側は耕作するのみで、用水等の管理は、貸し手側が担っている。地権者個人個人が担うのは大変なので、地域で組織を編成して取り組むスタイルが進んでいる。市からの補助事業として形成されている。 適切な圃場整備のためには多面的な組織の編成は欠かせない。市としても

	適切な運用をお願いしたい。
委員	先日、農地の下草刈りを行った。自分も含め、下草刈りを行っていた周囲の地権者もかなりの高齢者であった。事情があり処理ができない方もいる。 多面的な交付金事業の活用を行いながら適切な運用をしてもらいたい。
委員	市の補助事業を活用し、下草刈りを大人数で対応できたことを報告する。
議長	他に御意見ございますか。
	[質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号９、１５、３８、５８、７０、再設定番号３６、３７を除く案件については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、新規設定番号９、１５、３８、５８、７０、再設定番号３６、３７を除く案件については、原案のとおり決定します。
議長	続きまして、●●委員におかれましては一時退室をお願いいたします。 [●●委員、一時退室]
議長	新規設定番号９について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号９については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該新規設定番号９については、原案のとおり決定します。●●委員は入室してください。 [●●委員、入室]
議長	続きまして、■■委員におかれましては一時退室をお願いいたします。 [■■委員、一時退室]
議長	新規設定番号７０、再設定番号３７について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]

議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号７０、再設定番号３７については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該新規設定番号７０、再設定番号３７については、原案のとおり決定します。■■委員は入室してください。 [■■委員、入室]
議長	続きまして、▲▲推進委員におかれましては一時退室をお願いいたします。 [▲▲推進委員、一時退室]
議長	新規設定番号１５について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号１５については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該新規設定番号１５については、原案のとおり決定します。▲▲推進委員は入室してください。 [▲▲推進委員、入室]
議長	続きまして、◆◆推進委員におかれましては一時退室をお願いいたします。 [◆◆推進委員、一時退室]
議長	新規設定番号５８について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号５８については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該新規設定番号５８については、原案のとおり決定します。◆◆推進委員は入室してください。

	[◆◆推進委員、入室]
議長	続きまして、▼▼推進委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
	[▼▼推進委員、一時退室]
議長	再設定番号３６について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、再設定番号３６については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該再設定番号３６については、原案のとおり決定します。▼▼推進委員は入室してください。
	[▼▼推進委員、入室]
議長	続きまして、私に係る審議に入りますので、私の退席中の議事の進行を職務代理者である委員に暫時お願いします。委員よろしくお願いします。
	[委員、一時退室]
職務代理	それでは暫時、議長に代わり議事の進行をいたします。新規設定番号●について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
職務代理	質疑なしと認めます。
職務代理	お諮りします。本案のうち、新規設定番号●については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
職務代理	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該新規設定番号●については、原案のとおり決定します。委員は入室してください。
	[委員、入室]
議長	以上をもちまして、議案第８号及び第９号に係る議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出に対する専決処分	
協議報告事項１ 農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分	
議長	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出に対する

事務局 議長 議長	専決処分について、協議報告事項２ 農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分についてを事務局から説明をいたさせます。 協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は３件でございます。 総会資料の５ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、住宅敷のための転用です。 番号２、３につきましては、長屋住宅敷のための転用です。 協議報告事項２ 農地法第５条第１項第７号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は１１件でございます。 番号１、３、５から８及び１１につきましては、住宅敷のための転用です。 番号２、９につきましては、駐車場敷のための転用です。 番号４、１０につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕 質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知</u>	
議長 事務局 議長 推進委員 事務局	続きまして、協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。 協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について でございますが、今回報告は８件でございます。 総会資料の９ページから１２ページ目を御覧願います。 番号１から５につきましては、令和２年６月１６日に届出があり、令和２年９月２９日に解約となるものです。 番号６から８につきましては、令和２年６月２日に届出及び解約のあったものです。 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 合意による解約ということだが、理由について差し支えない範囲で教えていただきたい。 借受人であった事業者の撤退により別業者への付け替えによるものです。

委員	事務局の説明について事情を知っているので、補足説明をさせていただきたい。 借り手側の法人が所有している機械は農地に入るには大きすぎたので、その都度小さい機械を入れて耕作していた。不便であったため耕作を辞めたいと申出があった。貸し手側が困っていたところ、別の法人の借り手が見つかったため、業者の付け替えがあったと聞いている。 もう一つ別の法人が借り手側として耕作していたが、諸事情で耕作できなくなった。そこへ、別の法人が借り手として見つかったため、業者の付け替えがあったと聞いている。
議長	他に質疑等ございますか。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項 4 その他	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項 4 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	○農業委員会活動記録の提出について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 ○来月の農地パトロールについて ・ 7 月 7 日 白石委員・八木橋委員・日勝地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 上記日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。 ※これ以降の日程については、新体制での地区割が決まる 8 月 24 日の総会の際にお知らせする予定です。 ○来月総会 ・ 7 月 17 日（金）午前 9 時 ・ 議事録署名委員の岩上委員、荒井委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
事務局	以上で、協議報告事項 4 その他を終わります。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
委員	新規設定番号の中で、借受人として★★★★という会社の名前が初めてあがっているが、どのような会社なのか教えて欲しい。

農政課	賃料が３０ｋｇとなっているが、中間管理機構を通してのものなのか併せて教えて欲しい。 ★★★★については、認定農業者が新たに法人化して会社を立ち上げた経緯がございます。今まで個人で借りていたものを新たに会社の方で借りるという手続きで、借受をしている状況です。 中間管理機構を通してのものについての質問ですが、こちらは通常の利用権設定を通しての貸借となっております。
局長	来月７月についての予定ですが、任期満了前の７月１７日（金）に総会を予定しています。現委員におかれましては７月１９日をもって任期満了となります。 ７月２０日に新たに委嘱された１４名の農業委員にお集まりいただき、会の運営の決定と推進委員の委嘱という流れとなっております。 現在推進委員の候補者は９名となっております。地域的なバランスを見てもバランスよく応募していただきました。円滑に進めていただければと思います。 来月は３年に１度の任期替えとなりますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【終了 午前９時４９分】